

盛岡広域振興局長告示第74号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成30年12月7日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1 工区に含まれる地域の名称 1 工区 紫波郡紫波町紫波中央駅前五丁目5番1、5番2の一部、6番1、6番2、160番2の一部、161番3及び318番3の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 花巻市星が丘一丁目29番11号 株式会社北日本土地